

一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会 会員及び会費に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会(以下「当法人」という。)の定款(以下「定款」という。)に掲げる目的を達成するために、会員としての果たすべき役割とともに定款に定める会費などについて、必要な事項を定めるものとする。

(幕張新都心中心地区のエリア)

第2条 当法人の正会員の土地建物及び事業所の対象とするエリアは、幕張新都心における都市計画上のタウンセンター地区及び業務研究地区と、そこに密接に関係する周辺のエリアとする。

(会員の役割)

第3条 当法人の会員は、法人の目的及び活動趣旨に賛同し、自らの果たすべき役割を認識して、互いに連携し活動に取り組むものとする。

1 正会員Aは、幕張新都心において土地建物を所有する者として、地域との連携・協働や環境・景観への配慮、安全安心の確保、地域経済への貢献など様々な側面において重要な役割を果たすとともに、当法人の主要な構成員であることを自覚し、会員として積極的に活動に参画するものとする。

また、正会員Aは、当法人が幕張新都心まちづくり協議会(以下「旧協議会」という。)からの継承団体であることを含め土地建物所有者として継続的に参画することを踏まえ、合理的な理由なく任意に退会することは、地域に果たすべき重要な役割を放棄することとなる旨を十分に理解し参画する。

2 正会員Bは、自らの経済活動等を通じ、地域経済の活性化や地域ブランディングの向上へ寄与するなど地域におけるステークホルダの一員であるとの認識のもと当法人の活動に参画する。

3 賛助会員は、当法人の目的及び活動趣旨に賛同し、財政的援助他を通じ支援を行う。

4 特別会員は、行政機関等それぞれの責務や役割に応じて、当法人に対して支援や助言を行う。

(会費の額)

第4条 当法人の会費は別表のとおりとする。

(納入方法)

第5条 会員は、当法人が指定する期日までに会費を一括で納入しなければならない。

2 事業年度の途中で入会した会員の当該年度の会費は、原則として入会月を含めた月割りで算出した額を指定した期日までに納入するものとする。この場合において、算出した金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(会費の未納)

第6条 会員は、会費未納により資格を喪失した場合であっても、当法人に対する未払いの会費の支払いを免れないものとする。

(会費の免除)

第7条 理事会は、免除すべき合理的な理由があると認められる場合には、会費を免除することができる。

2 この場合、その事実を総会に報告しなければならない。

(議決権の基準となる単位会費の額)

第8条 定款第20条に定める1議決権の基準となる単位会費は5万円とする。ただし、正会員Bにあつては、会費の額にかかわらず、議決権は1とする。

2 議決権の数は、会費を単位会費で除した数とし、小数点以下は切り捨てる。ただし、会費を単位会費で除した数が1に満たない場合は、1とする。

(入会)

第9条 入会希望者は、別紙1の入会申請書を提出し、理事会の承認をもって入会するものとする。

(任意退会)

第10条 当法人を退会しようとする会員は、退会希望の3ヶ月以上前に別紙2の退会届を理事会に提出しなければならない。

2 正会員Aが定款第11条の会員の資格喪失以外で退会しようとする場合においては、退会届に加え退会後自らが果たすべき幕張新都心地区における土地建物所有者としての役割や責務について説明する文書を提出するものとする。

(変更)

第11条 会員は、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに別紙3の変更届を提出するものとする。

2 当法人は、会員が前項の届を提出しなかったことによる不利益についての一切の責任を負わないものとする。

(会員登録の特例)

第12条 幕張新都心に土地建物を所有する者は、自らに代わって、その指定する者を正会員Aとして登録することができる。

2 指定された者は正会員Aとしての全ての権利と義務を有する。

3 第1項の登録を行う場合は、別紙4の正会員Aの登録に関する届を代表理事に提出しなければならない。

4 登録を変更する場合は同様に代表理事に提出するものとする。

(電波障害対策施設管理事業に関する会員)

第13条 電波障害対策施設管理事業は、旧協議会が電波障害対策施設の管理を行っていた時(令和8年3月末日時点)に旧協議会の正会員であった者のみに関わる事業とする。

(会員の権利の委任)

第14条 正会員は、自らの会員の権利の行使等について、予め届け出ることによって他者に委任することができる。

2 前項の委任を行う場合は、別紙5の委任等に関する届を代表理事に提出しなければならない。

3 委任を解く場合又は変更する場合は同様に代表理事に提出するものとする。

(新規入会に関する会費の経過措置)

第15条 理事会は、正会員Bが新規に入会する場合の会費を、初年度は正会員Bの会費額の2分の1とすることができる。この場合において、算出した金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第16条 本規約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、理事会において協議し決定するものとする。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更しようとする場合は、その案について理事会の過半数の決議によって決し、総会に付議するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は令和8年4月1日から施行する。

(令和8年度会費の特例)

2 第4条の会費にかかる規定について、令和8年度においては、旧協議会の会員ではなかった者にのみ適用する。

(令和8年度の議決権の特例)

3 令和8年度における正会員Aの議決権の数は、令和8年度に納入された旧協議会の会費を第8条2項の会費として算出する。

別表

正会員 A	正会員 B	賛助会員	特別会員
均等割 178,000 円 土地面積割 46,000 円/□ ※土地面積割は、10,000 m ² を 1 □として以降 10,000 m ² 単位の □数とし、100,000 m ² 以上は 11 □とする	50 坪未満 30,000 円 50 坪以上 100 坪未満 50,000 円 100 坪以上 理事会にて決定	法人会員 50,000 円 個人会員 10,000 円	なし

※正会員 B の会費の基準となる坪数は賃貸借契約に基づく事業所面積とする